

令和5年

第1回 南魚沼市農業委員会総会会議録

日 時 令和5年1月25日 午前9時30分～  
場 所 南魚沼市役所大和庁舎（旧議場）  
招集者 南魚沼市農業委員会長 並木 孝夫

- 日程 1 会期の決定について
- 日程 2 会議録署名委員の指名について（7番田村 芳文委員、10番棚村 光正委員）
- 日程 3 諸般の報告：別紙のとおり
- 日程 4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について
- 日程 5 第2号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名について
- 日程 6 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程 7 第2号議案 農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請について
- 日程 8 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程 9 第4号議案 農用地利用集積計画（案）について
- 日程 10 協議第1号 南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議について
- 日程 11 その他

○令和5年2月1日（水）

・市町村農業委員会役員等研修会 13:30～

【新潟市：新潟ユニゾンプラザ】

〈会長、会長職務代理、農地特別委員長、農政特別委員長、広報特別委員長、局長〉

○令和5年2月17日（金）

・地域別農業委員会会長・事務局長会議 13:30～

【上越市：ホテルハイマート】 〈会長、局長〉

○令和5年2月27日（月）

・第2回農業委員会総会 9:30～

【大和庁舎：旧議場】 〈全員〉

出席委員は次のとおりである。

1 番	中俣 涉	3 番	宮田 京子
4 番	荒川 敦	5 番	片桐 京
6 番		6 番	山崎 輝代
7 番	田村 芳文		
10 番	棚村 光正	11 番	大平 泰弘
13 番	林 昭彦	14 番	牛木 友哉
15 番		15 番	井上 秀樹
16 番	駒形 哲也	17 番	中島 直樹
18 番		18 番	関 匡和
19 番	並木 孝夫		
推 1 番	島田 徳敏	推 2 番	佐々木 大輔
推 3 番		推 3 番	小野塚 真
推 4 番	上村 正明	推 5 番	佐藤 勝美
推 6 番		推 6 番	林 秀夫
推 7 番	長谷川 政一	推 8 番	勝又 信行
推 9 番		推 9 番	青木 悦夫
推 10 番	志太 要一	推 11 番	篠田 猛
推 12 番		推 12 番	高橋 正男
推 13 番	櫻井 隆	推 14 番	山田 久雄
推 15 番		推 15 番	上村 良男
推 16 番	高村 英男	推 17 番	山本 晴夫
推 18 番		推 18 番	小杉 一明
推 19 番	関 英夫	推 20 番	桑原 善和
推 22 番	水澤 利徳	推 23 番	高野 作栄喜
推 24 番		推 24 番	貝瀬 茂利

欠席委員は 5 名である。

2 番	西野 徳光	8 番	中島 修	9 番	南雲 廣悦
12 番	原澤 眞	推 21 番	井口 博		

遅刻委員はなしである。

早退委員はなしである。

傍聴者はなしである。

事務局員は次のとおりである。

農業委員会事務局長	古藤 健一	農地係係長	一之谷浩太郎
農地係主任	阿部 洋一	農地係主事	田村 萌

(会長、議長席に着く)

(9時30分開会)

議長

令和5年第1回南魚沼市農業委員会総会を開会いたします。

本日は農業委員2番西野徳光委員、農業委員8番中島修委員、農業委員9番南雲廣悦委員、農業委員12番原澤眞委員、推進委員21番井口博委員から欠席届が出ていますのでこれを許します。従いまして、農業委員が15名、推進委員が23名で合計38名の出席ですので総会は成立します。

### 日程1 会期の決定について

議長

日程1 会期の決定については本日一日限りにしたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め会期は本日一日といたします。

### 日程2 会議録署名委員の指名について

議長

日程2 会議録署名委員の指名については議長に一任いただけますでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、7番田村芳文委員、10番棚村光正委員にお願いいたします。

### 日程3 諸般の報告

議長

日程3 諸般の報告について、別紙のとおり議案審議のみですが皆様方から何かありますでしょうか。

無いようですので、諸般の報告は終了させていただきます。

日程4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告  
について

議長

日程4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告  
についてを議題といたします。事務局より説明を求めま  
す。一之谷係長。

一之谷係長

(第1号報告朗読)

(1) 農地転用事実確認書の交付について

3ページをご覧ください。前回総会以降13件の事実確認  
書を交付しています。いずれも転用目的どおり完成してい  
ます。なお、7番案件については5ページに地番の一覧を  
載せておりますが、こちらは■■■■の■■■■地区  
の■■■■部分で、11月総会で事業計画変更承認申請をし  
た部分です。

(2) 農地法第18条第6項の賃貸借の解約通知について  
7ページをご覧ください。こちらは26件です。

1番、2番はJA仲介の農地の解約です。

1番、2番、水尾の田2筆で、耕作者変更のための解約  
です。後ほど利用権の設定があがってきます。

3番、4番はJA仲介の農地の解約です。

3番、4番、水尾の田7筆で、耕作者変更のための解約  
です。後ほど利用権の設定があがってきます。

5番、6番はJA仲介の農地の解約です。

5番、6番、水尾の田1筆で、耕作者変更のための解約  
です。後ほど利用権の設定があがってきます。

7番、8番はJA仲介の農地の解約です。

7番、8番、水尾の田13筆で、耕作者変更のための解約  
です。後ほど利用権の設定があがってきます。

9番から15番までは、賃借人が同じ方になります。

9番、水尾の田5筆で、耕作者変更のための解約です。  
後ほど利用権の設定があがってきます。

10番、大崎の田1筆で、耕作者変更のための解約です。  
後ほど利用権の設定があがってきます。

11 番、水尾の田 3 筆で、耕作者変更のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

12 番、水尾の田 5 筆で、耕作者変更のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

13 番、水尾の田 1 筆で、耕作者変更のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

14 番、水尾の田 1 筆で、耕作者変更のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

15 番、水尾の田 1 筆で、耕作者変更のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

16 番、六日町の田 5 筆で、所有者の都合による解約です。後ほど一部農地については 5 条申請があがってきます。

17 番、田崎の田 1 筆で、砂利採取のための解約です。後ほど 5 条申請があがってきます。

18 番、寺尾の田 3 筆で、耕作者の都合による解約です。

19 番、栃窪の田 2 筆で、耕作者の都合による解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

20 番、上十日町の田 1 筆で、耕作者の都合による解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

21 番、22 番は J A 仲介の農地の解約です。

21 番、22 番、中野の田 1 筆で、耕作者の都合による解約です。

23 番、24 番は、賃借人が同じ方になります。

23 番、大木六の田 1 筆で、耕作者の都合による解約です。

24 番、大木六の田 1 筆で、耕作者の都合による解約です。

25 番、大沢の田 11 筆で、耕作者の都合による解約です。

26 番、関の畑 1 筆で、耕作者の都合による解約です。

### (3) 使用貸借の解約について

15 ページをご覧ください。こちらは 4 件です。

1 番、鰐島、一村尾、九日町の田畑 10 筆、第三者との貸借契約のための解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

2番、水尾の田3筆、耕作者変更のための解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

3番、山谷の畑1筆の内一部、土地所有者の都合による解約で、後ほど4条届出があがってきます。

4番、田崎の田2筆、砂利採取のための解約で、後ほど5条申請があがってきます。

#### (4) 農地法の適用を受けない事実確認について

18ページをご覧ください。こちらは10件です。

1番、2番は、申請者が同じ方になります。

1番、余川の登記原野、現況原野、一部雑種地の11筆、62,242㎡です。資料は1-2ページをご覧ください。こちらは、所有者及び耕作者が高齢のため適切な耕作ができず耕作放棄地化した土地になります。農地でなくなった年月日は令和2年1月1日となります。現地は11月8日に第2回農地パトロールで農地特別委員会の皆さんからご確認いただいています。

2番、余川の登記原野、現況宅地の1筆、120㎡です。資料は1-2ページをご覧ください。こちらは、過去に農地法上の農地から外れた土地になります。現地は11月8日に第2回農地パトロールで農地特別委員会の皆さんからご確認いただいています。

3番、塩沢の登記山林、原野、現況山林、原野の2筆、733㎡です。資料は3-4ページをご覧ください。こちらは、父が転職したため適切な耕作ができず耕作放棄地化した土地になります。農地でなくなった年月日は昭和36年頃となります。現地は12月14日に上村正明委員さんからご確認いただいています。

4番、八幡の登記田、現況宅地の1筆、387㎡です。資料は5-6ページをご覧ください。こちらは、過去に農地法上の農地から外れた土地になります。現地は12月12日に勝又委員さんからご確認いただいています。

5番、八幡の登記田、現況雑種地の3筆、777㎡です。資料は7-8ページをご覧ください。こちらは、過去に農地法上の農地から外れた土地になります。現地は12月8日に勝又委員さんからご確認いただいています。

6番、西泉田の登記畑、現況宅地の1筆、59㎡です。資料は9-10ページをご覧ください。こちらは、過去に農地法上の農地から外れた土地になります。現地は12月22日に片桐委員さんからご確認いただいています。

7番、関の登記畑、現況雑種地の1筆、11㎡です。資料は11-12ページをご覧ください。こちらは、隣接地に水路が敷設されたことにより法面地となり、耕作が不可能となったため耕作放棄地化した土地になります。農地でなくなった年月日は昭和57年1月1日となります。現地は12月8日に小野塚委員さんからご確認いただいています。なお、7番から10番につきましては、すべて隣接している土地になります。

8番、関の登記田、現況宅地の1筆、10㎡です。資料は11-12ページをご覧ください。こちらは、農舎の日陰地となり、栽培不適のため耕作放棄地化した土地になります。農地でなくなった年月日は昭和57年1月1日となります。現地は12月8日に小野塚委員さんからご確認いただいています。

9番、関の登記田、現況宅地の1筆、294㎡です。資料は11-12ページをご覧ください。こちらは、過去に農地法上の農地から外れた土地になります。現地は12月8日に小野塚委員さんからご確認いただいています。

10番、関の登記田、現況雑種地の1筆、56㎡です。資料は11-12ページをご覧ください。こちらは、携帯電話基地局となっておりまして、農地転用許可が不要の土地となります。地目変更年月日は平成11年7月1日となります。現地は12月8日に小野塚委員さんからご確認いただいています。

(5) 農地法施行規則29条1号の規定による通知について

21ページをご覧ください。こちらは1件です。

9番、山谷の畑1筆の内35㎡です。転用目的は農作業場用地ということで、農作業場建築のための届出です。届出日は12月8日で、資料は13-15ページをご覧ください。第1号報告については以上です。

議長

ただいまの報告につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので第1号報告を終わらせていただきます。

**日程5 第2号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名について**

議長

日程5 第2号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第2号報告朗読)

23ページをご覧ください。今月はあっせん委員の指名が7件となっています。

1番、浦佐の田1筆637㎡、売買の申出で、あっせん理由は財産処分のためです。あっせん委員といたしましては12月15日に関匡和委員さん、井口委員さんをご指名しています。

2番、柳古新田の田3筆5,387㎡、売買の申出で、あっせん理由は生活資金の資金繰りのためです。あっせん委員といたしましては12月15日に中島直樹委員さん、中島修委員さんをご指名しています。

3番、4番は隣接する土地になります。

3番、思川の田1筆561㎡、売買の申出で、あっせん理由は財産処分のためです。あっせん委員といたしましては12月16日に上村良男委員さん、上村正明委員さんをご指名しています。

4番、思川の田1筆148㎡、売買の申出で、あっせん理由は規模縮小のためです。あっせん委員といたしましては12月16日に上村良男委員さん、上村正明委員さんをご指名しています。

5番、大桑原の田2筆3,000㎡、売買の申出で、あっせ

ん理由は生活資金の資金繰りのためです。あっせん委員といたしましては12月21日に櫻井委員さん、山崎委員さんをご指名しています。

6番、藤原の畑1筆405㎡、売買の申出で、あっせん理由は相分け田となっていて、耕作の都合によるためです。あっせん委員といたしましては12月28日に並木委員さん、貝瀬委員さんをご指名しています。

7番、舞子の田1筆2,775㎡、売買の申出で、あっせん理由は財産処分のためです。あっせん委員といたしましては1月5日に林秀夫委員さん、高村委員さんをご指名しています。第2号報告については以上です。

議長

ただいまの報告につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので第2号報告を終わらせていただきます。

#### 日程6 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

議長

日程6 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。阿部主任。

阿部主任

(第1号議案朗読)

25ページをご覧ください。今月の3条申請は12件です。

1番、売買による所有権移転です。大崎の田6筆4,525㎡です。なお、譲受人は農地所有適格法人であるため農地の取得が可能となります。申請理由は経営規模拡大のためとなります。

2番、売買による所有権移転です。九日町の田5筆2,605㎡です。なお、譲渡人については全農地の処分となります。申請理由は借入地を取得するためとなります。

3番、売買による所有権移転です。長崎の畑1筆146㎡です。こちらは、先月総会で譲受人が購入した農地と相分けになっています。

る農地となります。申請理由は経営規模拡大のためとなります。

4番、売買による所有権移転です。万条新田の田7筆7,064㎡です。なお、譲受人は農地所有適格法人であるため農地の取得が可能となります。申請理由は借入地を取得するためとなります。

5番、贈与による所有権移転です。長森の畑1筆845㎡です。こちらは譲渡人が相続した農地について、県外に居住していて管理できないため、隣接に居住する譲受人へ贈与するものです。申請理由は経営規模拡大のためとなります。贈与税についても確認済みです。

6番、贈与による所有権移転です。余川、一部小栗山の田畑12筆6,659㎡です。両者は親子の関係となり、父の農地を子へ生前一括贈与するものです。申請理由は父から農地を譲り受けるためとなります。贈与税についても確認済みです。

7番、贈与による所有権移転です。吉里の田6筆1,923㎡です。両者は親戚同士の関係です。なお、譲渡人については全農地の処分となります。申請理由は親族から農地を譲り受けるためとなります。贈与税についても確認済みです。

8番から12番までの案件については、農業者年金受給のための使用貸借権の再設定となっていますので説明は省略させていただきます。以上です。

議 長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第1号議案については原案のとおり承認されました。

**日程7 第2号議案 農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請について**

議長

日程7 第2号議案 農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第2号議案朗読)

32ページをご覧ください。

1番、六日町の田1筆145㎡、昭和59年1月23日付けで農地法第5条許可を受けた案件です。資料については16-18ページになります。申請の内容ですが、当初、アパートを建築する目的で土地を購入し、整地まで行ったものの、その後は経済状況の悪化によりそのままとなっております。今回、隣接のアパートを所有、経営している当初計画者が、そのアパートの駐車スペースが不足していることから、追加の駐車場として利用したいということで事業計画変更申請をするものです。

この農地は都市計画法で定められた用途地域内にある農地で第3種農地となります。またアパート建築用地として許可を受けたものの資金不足により断念し、隣接の所有、経営するアパート用駐車場が不足しているため変更するもので、事業計画変更の必要性は妥当なものと考えています。以上です。

議長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第2号議案 農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第2号議案については原案のとおり承認されました。

### 日程8 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

議長

日程8 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第2号議案朗読)

34ページをご覧ください。今月の5条申請は4件です。

1番、水尾の畑1筆277㎡、売買による所有権移転で転用目的は住宅用地です。資料については19-21ページです。申請の内容ですが、申請地を譲り受け、一般住宅及びカーポートを建築したいというものであります。この農地は集落内にある生産性の低い第2種農地ですが、集落に接続した農地を一般住宅に使用するもので、一般住宅適正面積の目安以内の規模であるため、許可相当であると考えています。

2番、水尾の畑2筆計61.19㎡、売買による所有権移転で転用目的は住宅用地です。資料については22-24ページです。申請の内容ですが、春から家族が増えることにより、家族用及び来客用で追加の駐車スペースを確保する必要が生じたため、申請地を譲り受け、駐車場及びカーポートを建築したいというものであります。この農地は集落内にある生産性の低い第2種農地ですが、集落に接続した農地を周辺に居住する者の日常生活上必要な駐車場及びカーポートに使用するもので、利用計画図から計画面積は適当であると判断し、許可相当であると考えています。

3番、六日町の田1筆710㎡、売買による所有権移転で転用目的は駐車場及び堆雪場です。資料については25-27ページです。申請の内容ですが、会社近くの申請地を譲り受け、不足している社有車および従業員通勤車、重機の駐車場として利用したいというものであります。また、冬期間、不足している堆雪場としても利用したいというものであります。この農地については、都市計画法で定められた用途地域内にある第3種農地となります。利用計画図から計画面積は適当なものであり、原則許可ということになります。

4番、田崎の田3筆計8,656㎡、賃借権の設定で転用目的は砂利採取です。資料については、28-30ページです。内容は陸砂利採取のための一時転用の申請で、期間は令和5年3月1日から令和6年8月31日までであります。この農地は農用地域内にある農用地となりますが、砂利採取のための一時転用であるため許可相当であると考えています。また、30aを超える転用であるため、農業会議への諮問が必要となります。以上です。

議長

ただいまの説明につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第3号議案については原案のとおり承認されました。

議長

日程9 第4号議案 農用地利用集積計画(案)について

て

日程9 第4号議案 農用地利用集積計画（案）についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

（第4号議案朗読）

36ページからになります。全部で62件です。

1番案件と26番案件については、関連がありますので一括して説明いたします。

1番、大桑原の田2筆3,000㎡、売買による所有権移転で、対価については㎡当たり800円です。申請理由は経営規模拡大のためです。資料は31ページをご覧ください。

続いて26番案件、大桑原の田2筆3,000㎡、賃借権の設定で、対価は10a当たり2俵です。申請理由は経営規模拡大のためです。

こちらについては、1番の譲受人と26番の譲渡人は同じ方となります。26番の借受人は農地所有適格法人であり、1番の譲受人はその法人の構成員となります。1番の譲受人の耕作面積は0aとなっておりますが、農地所有適格法人の構成員が農地を取得と同時に、構成員となっている法人へ貸し付ける場合には、農地の取得が可能という特例があります。その場合には、同月の農用地利用集積計画で農地を法人へ貸し付ける必要があるため、今回同一の議案であげさせていただいております。通常ですと、所有権移転後すぐに貸し付けることはできませんが、この特例を適用するために、同一の議案で1番の所有権移転の案件と26番の賃借権設定の案件をあげさせていただきました。

2番、樺野沢の田1筆820㎡、売買による所有権移転で、対価については㎡当たり350円です。申請理由は経営規模拡大のためです。資料は32ページをご覧ください。

3番、樺野沢の田1筆791㎡、売買による所有権移転で、対価については㎡当たり350円です。申請理由は経営規模拡大のためです。資料は33ページをご覧ください。

4番、舞子の田1筆2,775㎡、売買による所有権移転で、対価については㎡当たり541円です。申請理由は賃貸

人との売買のためです。資料は 34 ページをご覧ください。

5 番、鰐島、一村尾、九日町の田 10 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

6 番、大崎の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 75kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

7 番から 16 番までが同じ借受人の方の案件です。

7 番、水尾の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 75kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

8 番、水尾の田 7 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 75kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

9 番、水尾の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

10 番、水尾の田 18 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 75kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

11 番、大崎の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

12 番、水尾の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 75kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

13 番、水尾の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 75kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

14 番、水尾の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 75kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

15 番、水尾の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 20,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

16 番、水尾の田 5 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 75kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

17 番から 19 番までが同じ借受人の方の案件です。

17 番、水尾の田 5 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 75kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

18 番、水尾の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 75kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

19 番、水尾の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 75kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

20 番、水尾の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 75kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

21 番、船ヶ沢新田、穴地の田 6 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

22 番、23 番は同じ借受人の方の案件です。

22 番、茗荷沢、茗荷沢新田の田 4 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

23 番、茗荷沢の田 11 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

24 番、25 番は同じ借受人の方の案件です。

24 番、茗荷沢の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

25 番、茗荷沢、荒金の田 6 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

26 番、先ほど 1 番案件と一括して説明しましたので省略します。

27 番、欠之上、川窪の田 11 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 7 俵です。申請理由は経営規模拡大のためです。

28 番、小栗山の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は総額 10,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

29 番、五日町の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

30 番、栃窪の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

31 番、上十日町の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

32 番、上十日町の田 7 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

33 番、上十日町の田 5 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

34 番、仙石の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

35 番、上十日町の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

36 番、37 番は同じ借受人の方の案件です。

議 長

36 番、滝谷の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 17,500 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

37 番、滝谷の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

38 番、大崎の畑 4 筆、使用賃借権の設定です。申請理由は経営規模拡大のためです。

39 番、水尾の田 3 筆、使用賃借権の設定です。申請理由は経営規模拡大のためです。

40 番から 59 番までは賃借権の再設定、60 番から 63 番までは使用賃借権の再設定となりますので説明を省略させていただきます。以上です。

関係委員がおられます。農業委員 17 番中島直樹委員の除斥を求めます。

(17 番中島委員退席)

37 ページ 6 番、45 ページ 38 番、41 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。37 ページ 6 番、45 ページ 38 番、41 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、6 番、38 番、41 番案件については原案のとおり承認されました。中島委員の除斥を解きます。

(17 番中島委員着席)

続いて、推進委員 23 番高野作栄喜委員の除斥を求めます。

(推 23 番高野委員退席)

47 ページ 48 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。47 ページ 48 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、48 番案件については原案のとおり承認されました。高野委員の除斥を解きます。

(推 23 番高野委員着席)

続いて、推進委員 5 番佐藤勝美委員の除斥を求めます。

(推 5 番佐藤委員退席)

49 ページ 55 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございません

か。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。49 ページ 55 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、55 番案件については原案のとおり承認されました。佐藤委員の除斥を解きます。

(推 5 番佐藤委員着席)

それでは、先に承認された案件を除く他の案件についての質疑を行います。

(質問、意見なし)

質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。先に承認された案件を除く他の案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第 4 号議案は全て承認されました。

議 長

暫時休憩といたします。

(10 時 20 分休憩)

議 長

引き続き議事を再開いたします。

(11 時 05 分再開)

日程 10 協議第 1 号 南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議について

議 長

日程 10 協議第 1 号 南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。古藤局長。

古藤局長

(協議第 1 号朗読)

53 ページをご覧ください。1 月 10 日付けで市の農林課から農業振興地域整備計画の変更協議ということで、用途変更が 1 件提出されています。

54 ページをご覧ください。

3 (3) の用途変更ですが、場所は茗荷沢新田、用途変更の理由は肥育用牛舎の建設で、変更面積は、合筆後に分筆を予定しておりますが、2 筆で 2,885 m<sup>2</sup>となります。

55 ページをご覧ください。申出人は茗荷沢新田の法人です。

1 の権利の有無については、借地を予定しています。

2 の用途変更の理由については、現在は酪農と牛の繁殖、肥育経営を行っておりますが、収益が見込める肥育経営を行うには繁殖から行う必要があります、既存の施設では手狭のため、新たに肥育用牛舎を建築したいとのことです。

3 の申出地の選定理由については、申出地は、既存施設と水路を隔てた隣地で、水路の占用許可を得て乗入を行うことにより、既存の飼料庫、飼料配合所、堆肥舎を共用することが可能で、一体利用することにより作業効率も良く設備投資も最小限に抑えられて、周囲に与える影響が少ないことから選定したとのことです。

56 ページをご覧ください。

4 (2) の開発事業等の概要のイの開発予定工期については、令和 5 年 4 月に着工し、令和 5 年 6 月に完了予定です。

57 ページをご覧ください。

(4) に農林事業の実施事業が載っています。

(6)の(イ)に当該変更による周囲に及ぼす影響について記載されておりますが、土地改良区、下流の耕作者、市建設課とは協議済みであり、周囲に影響を及ぼす恐れはありません。

58ページに開発スケジュール、59ページに隣接土地所有者の同意書、60ページに変更箇所詳細図が載っています。こちらの地図で黒く塗りつぶしている部分が今回の申出地です。61ページに地番図、62ページに位置図、63ページに配置図、64ページに立面図、65ページに既存施設等配置図、66ページに求積図を載せております。説明は以上です。

議 長

ただいまの説明について、質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。協議第1号 南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、協議第1号については原案のとおり承認されました。

#### 日程 11 その他

議 長

日程 11 その他についてですが、最初に賃借料情報について事務局より説明をお願いします。一之谷係長。

一之谷係長

賃借料情報について説明します。皆さんのお手元にお配

りしております賃借料情報をご覧ください。これは昨年の1月から12月までの農地法第3条申請、農用地利用集積計画で締結された賃貸借の賃料についてまとめたものになります。

集計方法ですが、田の部については、市内を12地区に分けて、現金、現物の平均額、最高額、最低額、最も多く締結された額、件数をまとめております。さらに一番下には、市全体での平均額等を示しております。なお、市全体での現金の平均額は10a当たり22,600円、昨年は24,700円でしたので、約2,000円減少しています。現物については、平均70kgで、昨年は71kgでしたので、あまり差はありません。そして、市全体での最も多い締結額については、現金については20,000円、現物については60kgということで、こちらは昨年と同額となっております。

また、中之島地区の現金の欄が空欄となっておりますが、こちらは現金での契約締結件数が1件のみでしたので載せておりません。賃借料の公表にあたりましては、締結件数が極端に少ない場合については、偏った数字になってしまう恐れがあるため、公表はしておりません。そのため、中之島地区で現金で契約締結するといった場合については、近接の地区や市全体の数値を参考にさせていただきたいと思っております。田の部については以上です。次に畑についてですが、田に比べて契約件数が少ないため、契約の際には各地区の平均額、あるいは市全体での最も多い締結額を参考にさせていただければと思っております。

賃借料情報については、前回の総会で報告した作業料金標準とあわせまして、農業委員会だより「魚野のかけ橋」3月15日号に挟み込む形で各家庭に配布されることとなります。説明は以上です。

議 長

ただいまの報告について質問、意見等ありますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので、次に下限面積の撤廃について事務局

阿部主任

より説明をお願いします。阿部主任。

下限面積要件の廃止について説明します。

農地法が改正され、今年の4月1日より、農地法第3条申請で農地取得や貸借する際の許可要件の1つである下限面積要件が廃止されます。この下限面積要件の規定は、農地法第3条第2項第5号で規定されておりましたが、この第5号の規定のみが廃止されます。

この下限面積廃止の理由としては、農業者の減少・高齢化が加速する中で、経営規模の大小にかかわらず、意欲を持って農業に新規に参入する者を地域内外から取り込むことが重要であり、これらの者の農地等の利用を促進するためであると国からの通知には示されています。

なお、この農地法第3条第2項には、下限面積要件以外にも許可要件がいくつか示されており、4月以降も下限面積要件以外の要件についてはこれまでと変わらず残りますので、主な要件について簡単に説明させていただきます。

1つ目、全部効率利用要件です。こちらは、権利を取得しようとする者について、現在の所有農地、借入農地を全部効率よく耕作できているのか、そのための機械類や人的労働力は足りているのかという要件になります。

2つ目、農作業常時従事要件です。こちらは、権利を取得しようとする者について、目安として年間150日以上常時従事することが必要という要件となります。なお、150日未満でも必要な農作業に従事していれば、常時従事と認められています。

3つ目、地域との調和要件です。こちらは、権利を取得しようとする農地の存在する地域において、農地の集団化に支障がないか、地域的取組について協力的であるかという要件になります。

4月以降もこのような要件をもとに、許可の可否について判断、審議させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。以上です。

議長

ただいまの報告について質問、意見等ありますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので、次に幹事会報告について古藤局長より説明をお願いします。

古藤局長

それでは幹事会で決まった案件について報告します。すでに皆様へ文書でご案内しておりますが、管外視察研修については、日程は、3月9日木曜日から10日金曜日の1泊2日となります。行程としては、1日目に、さいたま市の農研機構を見学し、午後に坂戸市にある東洋ライス(株)サイタマ工場を見学して、2日目に、道の駅川場田園プラザのファーマーズマーケットの直売所へ寄り、帰路となります。細かい日程は裏面に記載がありますが、集合時間については、大和庁舎は7時40分、市民会館は8時10分と少し余裕ができましたので、連絡します。

議長

暫時休憩とし、全員協議会を開催します。  
(11時10分休憩)

議長

休憩前に引き続き、議事を再開します。  
(11時25分再開)

その他ですが、他にありませんでしょうか。無いようでしたら、本日の総会はこれで終了させていただきます。  
(11時30分閉会)

上記、会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は真正であることを確認して、ここに署名する。

令和 5年 3月 27日

南魚沼市農業委員会長

並 木 孝 夫

---

会 議 録 署 名 委 員

田 村 芳 文

---

会 議 録 署 名 委 員

棚 村 光 正

---